

議案第 2 号

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 22 年 8 月 31 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般廃棄物に係る指定ごみ収集袋の区分を細分化し、新たに可燃ごみ専用 20 リットル袋を設けるとともに、その処理手数料の額を引き上げることにより廃棄物の減量化を推進するため、条例の一部を改正するものである。

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成6年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「実施計画」を「一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）」に改める。

第16条中「市が」を「法第11条第2項の規定により市が」に改める。

第24条及び第25条を次のように改める。

（指定ごみ収集袋の処理手数料）

第24条 市民が一般廃棄物を実施計画で定める指定場所へ搬出するときの指定ごみ収集袋及びその処理手数料の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する処理手数料は、実施計画で定める収集袋等取扱所において指定ごみ収集袋を購入することにより納入するものとする。

（指定ごみ収集袋以外の処理手数料）

第25条 前条に定めるもの以外の一般廃棄物の処理手数料の額及び納入の時期は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する一般廃棄物を規則で定める場所へ搬入するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

第26条中「第24条第1項」を「第24条及び第25条」に改める。

第27条の見出し中「費用」を「手数料」に改め、同条中「費用」を「手数料」に、「別表第1」を「別表第3」に改める。

第28条中「若しくは」を「又は」に、「別表第2」を「別表第4」に改める。

別表第2を別表第4とし、別表第1中「費用」を「手数料」に、「第16条の規定により市長が定めた」を「事業者が第16条に規定する」に、「事業者が市長の指示する」を「規則で定める」に改め、同表を別表第3とし、同表の前に次の別表を加える。

別表第1（第24条第1項）

指定ごみ収集袋の区分	手数料の額
------------	-------

可燃ごみ専用 20 リットル袋	1 袋につき 20 円
可燃ごみ専用 30 リットル袋	1 袋につき 30 円
資源ごみ専用 30 リットル袋	1 袋につき 15 円
不燃ごみ専用 30 リットル袋	1 袋につき 15 円
容器包装プラスチック専用 45 リットル袋	1 袋につき 15 円

別表第 2 (第 25 条第 1 項)

種別	区分	手数料の額	納入の時期
し尿及び浄化槽汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者がし尿及び浄化槽汚泥を規則で定める場所へ搬入するとき。	100 リットルにつき 43 円	規則で定める場所へ搬入するとき。
上記以外の一般廃棄物	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が一般廃棄物を規則で定める場所へ搬入するとき。	1 キログラムにつき 15 円	規則で定める場所へ搬入するとき。
	市民が一般廃棄物を規則で定める場所へ搬入するとき。	1 キログラムにつき 9 円	
	市民が規則で定める粗大ごみ収集運搬手数料納付済証 (以下この項において「粗大ごみ処理券」という。) を貼付した一般廃棄物を、市が個別収集するとき。	粗大ごみ処理券 1 枚につき 800 円	粗大ごみ処理券を交付するとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する

る条例（以下「新条例」という。）に規定する指定ごみ収集袋に係る処理手数料の徴収その他の新条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。